

9. 4. から 8. までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 中心市街地活性化を総括する組織

伊賀市では、産業農林部中心市街地推進課が中心市街地活性化事業を総括しており、関係部局との連携を図りながら、基本計画のとりまとめや関連事業の進捗状況の管理等を行っている。

【2025（令和7）年度現在】 専任職員4名

(2) 庁内推進会議の設置

1) 伊賀市中心市街地活性化推進会議

a) 中心市街地の活性化に向けた庁内の連絡調整を目的に設置し、事業の進捗報告及び意見交換等により、横断的な計画内容の検討を行っている。

b) 構成員（2025（令和7）年度）

	所属・役職		所属・役職
議長	副市長	委員	産業農林部商工労働課長
副議長	産業農林部長		産業農林部観光振興課長
委員	未来政策部未来政策課長		建設部道路河川課長
	地域力創造部地域創生課長		建設部都市計画課長
	地域力創造部文化振興課長		建設部建築課長
	地域力創造部公共交通課長		建設部住宅課空き家対策室長
	財務部資産経営課長		教育委員会事務局生涯学習課長
	財務部財政課長		教育委員会事務局文化財課長
	地域連携部上野支所長		教育委員会事務局上野図書館長
	健康福祉部医療福祉政策課長		上下水道部下水道課長
	健康福祉部こどもの育ち支援課 子育て支援室長		

c) 開催状況

年月日	主な議題
2022（令和4）年4月27日	・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画目標指標の状況報告（令和3年度末時点） ・各計画事業の進捗状況等について ・次期計画および第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画について
2022（令和4）年10月24日	・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の延長および次期計画策定について
2023（令和5）年1月24日	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画策定について ・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画（延長計画）概要について
2023（令和5）年4月27日	・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画目標指標の状況報告（令和4年度末時点） ・各計画事業の進捗状況等について ・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定について
2023（令和5）年5月26日	・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の取組と中心市街地における現状と課題 ・中心市街地の課題解決に向けて必要な取組、事業について（グループ討議）
2023（令和5）年7月19日	・作業部会の立ち上げについて ・第1回伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会での協議事項について
2023（令和5）年11月8日	・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定について
2024（令和6）年5月1日	・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定について
2024（令和6）年9月25日	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定について
2024（令和6）年11月15日	・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の進捗状況について ・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定について
2025（令和7）年5月1日	・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画の総括評価について ・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の第1回変更認定申請について

2) 作業部会

a) 2023（令和5）年度から重点課題に対する3つの作業部会を新たに立ち上げ、第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画策定に関し、基本方針の実現に向けた施策の検討と目標数値達成に資する具体的な活性化事業の検討、既存事業のブラッシュアップを行っている。

b) 構成員（2024（令和6）年度）

○ まちなか居住誘導部会

中心市街地推進課、地域創生課、上野支所、医療福祉政策課、こども未来課子育て支援室、都市計画課、住宅課空き家対策室、生涯学習課、上野図書館、下水道課

○ 空き家・空き店舗部会

中心市街地推進課、総合政策課、財政課、商工労働課、都市計画課、建築課、住宅課空き家対策室

○ 回遊性向上・資産活用部会

中心市街地推進課、文化振興課、文化振興課美術博物館建設準備室、交通戦略課、管財課、資産経営課、観光戦略課、道路河川課、文化財課

c) 開催状況

年月日	主な議題
2023（令和5）年8月	・現状・課題および活性化事例の共有 ・施策検討に向けた条件整理
2023（令和5）年9月	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画における基本方針等について ・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画掲載事業の方向性と新たな事業展開について
2024（令和6）年1月	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画中間案及び新規事業に関する提案について ・具体的な事業展開案
2024（令和6）年2月	・新規事業の具体的検討について

(3) 伊賀市議会における中心市街地活性化の審議

市議会では、中心市街地活性化に関する事項を議論するため、市議会議員全員協議会において審議を行った。

○ 審議内容

年月日	議題
2023（令和5）年12月22日	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画（中間案）について
2024（令和6）年9月30日	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の策定について

(4) 伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会

1) 伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会の設置

- a) 第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画を策定するため、「伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員会」を設置し、2023（令和5）年7月から2024（令和6）年11月まで、11回の委員会を開催し協議を行った。

b) 構成員

区分	氏名	団体
第1号委員 （公共的団体等の代表者）	菊野 善久	上野商工会議所
	藪本 弘子 ／竹島 博子	伊賀市商工会
	福永 真司	一般社団法人伊賀上野観光協会
	山本 禎昭	伊賀市中心市街地活性化協議会
	中村 忠明	公益財団法人伊賀市文化都市協会
	南 徹雄	東部地域住民自治協議会
	濱津 享助	上野西部地区住民自治協議会
	木宮 康介	上野南部地区住民自治協議会
	平井 俊圭	社会福祉法人伊賀市社会福祉協議会
第2号委員 （学識経験を有するもの）	松井 隆昇	伊賀上野商店会連合会
	久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
第3号委員 （市民から公募した者）	豊福 裕二	三重大学人文学部 学部長
	杉山 美佐	
	竹島 弘美	
第4号委員（副市長）	濱崎 久美	
	宮崎 寿	伊賀市副市長

9. 4. から 8. までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

c) 開催状況

年月日	主な議題
2023（令和5）年7月25日	・策定委員会運営規程（案）について ・中心市街地活性化制度の概要について ・伊賀市における中心市街地活性化の取組 ・中心市街地の現状と課題について 第2期計画の進捗状況 市民まちづくりアンケート結果 ・策定方針、策定体制、策定スケジュール
2023（令和5）年8月29日	・計画事業の今後の方向性について ・中心市街地の現状と課題について ・計画エリアの設定について ・ワークショップの内容について ・市民アンケート・来訪者アンケート項目について
2023（令和5）年9月26日	・目標指標の設定について ・公事業について ・民事業について ・ワークショップ実施報告 ・市民アンケート・来訪者アンケートについて
2023（令和5）年10月24日	・ワークショップ実施報告 ・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画中間案（骨子）について
2023（令和5）年12月12日	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画中間案（案）について
2024（令和6）年1月30日	・タウンミーティング実施報告 ・目標指標の設定について
2024（令和6）年2月27日	・目標指標の設定について ・目標達成に資する事業について ・中心市街地活性化協議会からの意見書・パブリックコメントでの意見について
2024（令和6）年4月23日	・計画認定制度の大幅な見直しについて ・目標の設定について ・目標指標・目標数値の設定について ・目標達成に資する事業について ・計画書素案について
2024（令和6）年7月23日	・目標の設定について ・目標達成に資する事業について ・目標指標・目標数値の設定について ・計画書素案について
2024（令和6）年9月20日	・目標指標・目標数値の設定について ・目標達成に向けた事業について ・計画書素案について
2024（令和6）年11月21日	・パブリックコメントでの意見について ・国からの指摘事項への対応について ・計画書最終案について

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律に基づき、株式会社まちづくり伊賀上野及び上野商工会議所が中心となり、2007（平成 19）年 1 月 17 日に「伊賀市中心市街地活性化協議会」を設立した。

協議会は、伊賀市が作成する基本計画並びに認定基本計画及びその実施に必要な事項、特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的としている。

（主な活動）

- （１）伊賀市が作成する基本計画、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- （２）伊賀市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- （３）伊賀市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- （４）伊賀市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- （５）中心市街地活性化のための勉強会、研修会の開催
- （６）伊賀市中心市街地及び協議会活動に関する情報発信

9. 4. から 8. までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

(2) 協議会構成員

No.	役名	氏 名	構成員名称
1	会長	山本 禎昭	株式会社まちづくり伊賀上野（上野商工会議所副会頭）
2	副会長	宮崎 寿	伊賀市副市長
3	副会長	松生 龍治	上野西部地区住民自治協議会会長
4	副会長	菊野 善久	上野商工会議所副会頭
5	監事	尾登 誠	上野商工会議所専務理事
6	監事	滝井 利彰	伊賀上野まちづくり市民会議議長
7		風隼 徳彰	伊賀市企画振興部長
8		堀川 敬二	伊賀市産業振興部長
9		岩野 庄司	伊賀市建設部長
10		宮寄 慶一	一般社団法人伊賀上野観光協会会長
11		堀川 紘一郎	上野商工会議所 商業部会 部会長
12		松井 隆昇	伊賀上野商店会連合会会長
13		南 徹雄	東部地域住民自治協議会 会長
14		木宮 康介	上野南部地区住民自治協議会 副会長
15		吉川 和義	(公財)伊賀市文化都市協会常務理事兼事務局長
16		山本 有摩	(一社)伊賀青年会議所理事長
17		西 昭彦	(社)三重県宅地建物取引業協会伊賀支部
18		木下 利子	(社)三重県建築士事務所協会伊賀支部
19		平岡 祐一	三重交通株式会社伊賀営業所長
20		山名 敏勝	伊賀鉄道株式会社鉄道営業部運輸課長
21		保田 翔章	株式会社俳都ピア 係長
22		中森 研	伊賀市社会福祉協議会地域支援課長
23		上村 文則	伊賀市社会事業協会かしの木ひろば園長
24		家喜 正治	うえのまちまちづくり協議会副会長
25		荒井 恵美子	伊賀市男女共同参画ネットワーク会議 会長
26		上田 操	伊賀まちかど博物館推進委員会代表
27		駒田 周昌	三重県立伊賀白鳳高等学校教頭
28		大田 祐司	北伊勢上野信用金庫上野営業部 副部長
29		伊藤 竜一郎	株式会社百五銀行上野支店長兼上野中央支店長
30		井入 宗行	株式会社滋賀銀行 上野支店 支店長
31		西口 育男	伊賀ふるさと農業協同組合代表理事専務理事
32		葛山 美香	三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課長
33		高田 昇	学識経験者(立命館大学名誉教授)
34		久 隆浩	近畿大学総合社会学部 教授
35		森本 由恭	伊賀上野ケーブルテレビ(株)IT・メディア営業部 部長
36		高橋 大作	株式会社ふれあいプラザひまわり 代表取締役
	顧問	稲森 稔尚	伊賀市長
	顧問	田山 雅敏	上野商工会議所会頭

2024（令和6）年12月時点

(3) 協議会開催状況

○ 総会、全体会

年月日	議題
令和4年度第1回総会 2022（令和4）年5月30日	・令和3年度事業報告並びに収支決算について ・令和4年度事業計画並びに収支予算について
令和4年度第2回総会 2023（令和5）年3月22日	・令和5年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・第2期伊賀市中心市街地活性化基本計画（延長計画案）に対する意見について
令和5年度第1回総会 2023（令和5）年5月29日	・令和4年度事業報告並びに収支決算について ・令和5年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・伊賀市中心市街地活性化基本計画策定委員選任について
令和5年度全体会 2024（令和6）年1月29日	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画中間案に対する意見のとりまとめについて
令和5年度第2回総会 2024（令和6）年3月26日	・役員改選について ・規約の改正について ・令和6年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について ・「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画中間案に対する意見」に対する伊賀市の対応、見解について
令和6年度第1回総会 2024（令和6）年6月12日	・令和5年度事業報告並びに収支決算について
令和6年度全体会 2024（令和6）年12月13日	・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画最終案に対する意見のとりまとめについて
令和6年度第2回総会 2025（令和7）年3月24日	・令和7年度事業計画（案）並びに収支予算（案）について
令和7年度第1回総会 2025（令和7）年5月30日	・令和6年度事業報告並びに収支決算について ・第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画の第1回変更認定申請について

9. 4. から 8. までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

○ プロジェクト会議

【目的】

- ・「伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業」が円滑に推進されるように関心をもって対処する。
- ・「移転後の図書館及び上野天神宮を中心とした芭蕉エリア構想」が賑わい創出の拠点となる将来を見据え検討する。

年月日	議題
第1回 2022（令和4）年6月22日	・プロジェクト会議の主旨・目的・今後の進め方について ・「伊賀市にぎわい忍者回廊整備に関する PFI 事業」の現況説明
第2回 2022（令和4）年7月4日	・「伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業」について
第3回 2022（令和4）年7月13日	・「伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業」についての提案まとめ
2022（令和4）年7月15日 2022（令和4）年7月25日	提案書提出
第4回 2022（令和4）年10月3日	・SPC（特別目的会社）との懇談会
第5回 2023（令和5）年3月10日	・伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業の進捗状況 ・「移転後の図書館及び上野天神宮を中心とした芭蕉エリアの構想」について意見交換

(4) 法第 15 条各項への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第 15 条各項の規定に適合した組織を構成していることについては、以下のとおり。

- 第 1 項第 1 号ロの規定に基づき、当該中心市街地における都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、まちづくり会社「株式会社まちづくり伊賀上野」を組織の構成員としている（2024（令和 6）年度における本市の出資比率は 8.5%）。
- 第 1 項第 2 号イの規定に基づき、当該中心市街地における経済活動の向上を総合的に推進するための調整を図るのにふさわしい者として、上野商工会議所を組織の構成員としている。
- 第 3 項の規定に基づき、公表を行っている。
- 第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、行政、地域経済関係者、商業者、教育・文化関係者、交通事業者を構成員（協議会規約第 5 条に基づく会員）として加えている。
- 第 5 項の規定に基づき、参加申出があった者は会員に追加している。
- 第 6 項の規定については、協議会規約第 5 条に基づき参加を要請することができる。
- 第 7 項の規定に基づき、関係行政機関等に協力を求めることができる。
- 第 8 項の規定に基づき、関係団体・機関を会員として加えている。
- 第 9 項の規定に基づき、市が作成しようとする基本計画等に関し必要な事項の意見書の提出を受けている。
- 第 10 項の規定に基づき、会議において協議が整った事項については会員が尊重している。
- 第 11 項の規定に基づき、協議会の運営に関し必要な事項を「伊賀市中心市街地活性化協議会規約」で定めている。

(5) 「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画」最終案に対する協議会の意見

令和6年12月25日

伊賀市長
稲森稔尚様

伊賀市中心市街地活性化協議会
会長 山本 禎 昭



「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画」最終案に対する意見書

令和6年11月27日付け伊賀第234号で貴市より意見照会のありました「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画」最終案（以下「第3期基本計画（最終案）」という。）については、概ね妥当であると認めます。なお、第3期基本計画（最終案）を実行性のあるものとするため、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき、下記のとおり意見を申し添えます。

記

(1) 城下町回遊性向上

伊賀市にぎわい忍者回廊整備におけるPFI事業「忍者体験施設」「旧上野市庁舎改修」が進められています。中心市街地エリアの活性化として核となる事業であり、まちなかへの回遊を大いに期待する事業でもあります。しかし、公園忍者博物館・旧上野市庁舎と忍者体験施設を結ぶ「地下道」は一刻も早く生まれ変わらせないと、動線としての機能が欠如していますので、バリアフリー化を含め、通る事が目的となるような「楽しい地下道」を早急に検討する必要がある。

(2) 中心市街地の魅力向上

DMOによる外からの誘客を進めることが、中心市街地の活性化に繋がると思うが記述がない。中心市街地の観光施設やまちなかに人の流れが戻るような各事業の具体的展開を期待すると共に、中心市街地南部にある施設の認知度アップや、城下町の風情を残している街並み保存の事業も進める必要がある。

また、少子高齢化が進んでいるが、子育て世代は教育関係施設が整っている中心市街地は住みやすいと感じているので条件整備をさらに進める事が重要である。同様に、福祉関連施設を利用していない高齢者が気軽に交流できる施設や場所がほとんどないので空き家、空き店舗を活用した事業も検討する必要がある。

以上

(6) 協議会規約

(設置)

第1条 株式会社まちづくり伊賀上野及び上野商工会議所は、「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号。以下「法」という。)第15条第1項の規定に基づき、共同で中心市街地活性化協議会を設置する。

(名称)

第2条 本会は、「伊賀市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)」と称する。

(目的)

第3条 協議会は、伊賀市が作成する基本計画(以下「基本計画」という。)並びに認定基本計画(以下「認定基本計画」という。)及びその実施に必要な事項、特定民間中心市街地活性化事業計画の実施に必要な事項、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項について協議することを目的とする。

(活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 伊賀市が作成する基本計画、認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見提出
- (2) 伊賀市中心市街地の活性化に関する事業の総合調整
- (3) 伊賀市中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報交換
- (4) 伊賀市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) 中心市街地活性化のための勉強会、研修会の開催
- (6) 伊賀市中心市街地及び協議会活動に関する情報発信
- (7) 前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化に関する施策の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(構成員)

第5条 協議会は、次の者をもって構成する。

- (1) 株式会社まちづくり伊賀上野(法第15条第1項第一号ロ)
- (2) 上野商工会議所(法第15条第1項第二号イ)
- (3) 伊賀市(法第15条第4項第三号)
- (4) 法第15条第4項及び第8項に規定する者
- (5) その他伊賀市内において中心市街地の活性化に関する活動・事業を行なうもので、協議会の目的に賛同したもの

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名

2 会長は、構成員の中から互選により選任する。

3 副会長は、構成員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

4 役員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

5 補欠又は増員により選任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監事)

第7条 監事は、構成員の中から会長が指名し、協議会の同意を得て選任する。

2 会長が必要に応じて、監事に役員会の出席を求めることができる。

3 監事の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

4 補欠又は増員により選任した監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の事業並びに運営等を監査し、その監査結果を総会に報告する。

(顧問)

第9条 協議会及び会議等の運営について助言を得るため、顧問をおくことができる。

2 会長が必要に応じて顧問を招集し、発言を求めることができる。

(アドバイザーの設置)

第10条 協議会は、協議会の活動を円滑に進めるための意見を聞くため、必要なときは目的ごとに専門的知見を有するアドバイザーを置くことができる。

2 アドバイザーの設置及び選任は会長が行う。

(タウンマネージャーの設置)

第11条 協議会は、第3条の目的達成及び協議会の意見調整を円滑に進め、認定基本計画を推進するために指導的役割を担うタウンマネージャーを置くことができる。

2 タウンマネージャーは、協議会の審議を経て会長が任命する。

3 タウンマネージャーの任期は1年とする。ただし、年度途中で就任した場合は、当該事業年度末までとする。また、再任は妨げない。

(会議)

第12条 会議の種類は次のとおりとする。

(1) 総会

(2) 全体会

(3) 役員会

(4) マネジメント会議及びプロジェクト会議

(総会)

第13条 総会は、年1回以上開催し、活動報告及び収支決算、活動計画及び収支予算、規約の改正、役員の選出その他全体会及び役員会が必要と認める事項を審議する。

2 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 総会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 総会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(全体会)

第 14 条 全体会は、適宜開催し、中心市街地活性化に関する事業が円滑に推進するため協議する。

2 全体会は、会長が招集し、会長が議長となる。

3 全体会は、出席者の同意により決する。

4 全体会の議事については、議事録を作成しなければならない。

(役員会)

第 15 条 役員会は、適宜開催し、総会、全体会及びにマネジメント会議の運営を審議する。

2 役員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(マネジメント会議及びプロジェクト会議)

第 16 条 マネジメント会議及びプロジェクト会議は、適宜開催し、中心市街地の活性化に資する事業について協議する。

2 マネジメント会議は、会長が設置し、各プロジェクト会議が所管する事業の全てについて協議する。

3 プロジェクト会議は、会長が設置し、事業実施主体の関係者、及び構成員の中から会長が選任する。

(協議結果の尊重)

第 17 条 協議会の構成員は、協議会における議決事項並びに協議結果について尊重しなければならない。

(関係者の出席)

第 18 条 協議会は、必要があると認める時は、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(会計)

第 19 条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 協議会の収入は、負担金、助成金、その他収入とする。

3 協議会の支出は、協議会の運営に必要な経費とする。

(事務局)

第 20 条 協議会の事務及び会計を処理するため、株式会社まちづくり伊賀上野（住所：三重県伊賀市上野丸之内 500 番地）に事務局を置く。

2 事務局の運営に必要な事項は、株式会社まちづくり伊賀上野において行う。

(解散)

第 21 条 協議会を解散する場合は、協議会において構成員の4分の3以上の同意による議決を得なければならない。

(規約の改正)

第 22 条 この規約は、総会の議決により改正できるものとする。

(構成員名簿及び規約の公表)

第 23 条 協議会の構成員名簿及び規約は、法第 15 条第 3 項の規定に基づき公表する。

(公表の方法)

第 24 条 協議会の公表は、公報等への掲載の他、株式会社まちづくり伊賀上野等のホームページに掲示することによりこれを行う。

(その他)

第 25 条 この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 19 年 1 月 17 日から施行する。
- 2 その他必要な事項については、役員会で別途定める。
- 3 第 8 条第 7 項の定めに関わらず、設立時の役員の任期は平成 20 年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 24 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 6 月 13 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 28 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和 6 年 3 月 26 日から施行する。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的な推進等

(1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

1) 第2期計画に基づく取組の把握・分析

「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[1] これまでの中心市街地活性化に関する取組の検証」の欄に、第2期計画の取組状況に基づく把握・分析を記載するとともに、「[2] 中心市街地活性化の課題」の欄に、その把握・分析を踏まえた課題を記載している。

2) 統計的データの客観的な把握・分析

【参考資料】の「[2] 中心市街地の現状に関する統計的なデータの把握・分析」の欄に、統計的データによる客観的な把握・分析を記載している。

3) 地域住民等のニーズの把握・分析

本計画の策定にあたって、次の調査結果等を参考とした。

また、調査結果は【参考資料】の「[3] 地域住民のニーズ等の把握・分析」の欄に記載している。

- ・市民アンケート調査（2023（令和5）年10月）
- ・高校生アンケート調査（2023（令和5）年10月）
- ・来訪者アンケート調査（2023（令和5）年10月）

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

1) 市民ワークショップの実施

中心市街地に関する利用実態や課題、ニーズ等を把握することを目的に、2023（令和5）年9月23日、30日の2回に分けて、市民ワークショップを開催した。

① 実施目的

市民にとって中心市街地がどのような場所なのか、利用の実態を明らかにするとともに、今後のあってほしい将来像やそれに対する自分自身の関わり方に対する考えを把握することを目的とする。

また、中心市街地に関する課題やニーズを明らかにし、計画における現況・課題の把握に関する材料とすることとあわせて、本ワークショップを通じ、中心市街地の活性化を自分事として考えてもらうきっかけとするとともに、今後の中心市街地の活性化に主体的に関わっていただける人材を掘り起こすことも狙いとする。

9. 4. から 8. までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

② 実施概要

●第1回市民ワークショップの概要

日時	2023（令和5）年9月23日（土） 14:30～16:00
参加者数	19人
テーマ	皆さんにとっての中心市街地とはどんなところですか セッション1）どんなときに中心市街地を利用しますか セッション2）中心市街地の活性化に関心はありますか

●第2回市民ワークショップの概要

日時	2023（令和5）年9月30日（土） 14:30～16:00
参加者数	19人
テーマ	あってほしい中心市街地像とそれに向けてできること セッション1）伊賀市中心市街地のもっとこうだったらいいなと思うところ セッション2）理想の中心市街地像とそのために自分ができること

③ 実施状況



④ 得られた中心市街地の特徴と改善・方向性

表 11 得られた中心市街地の特徴と改善・方向性（1/2）

普段の中心市街地の利用状況		中心市街地の活性化への関心	
普段の利用状況	利用する場所	活性化のイメージ	活性化の役割
【娯楽】 ・御朱印をもらいに行く、お参りに行く ・消防団の集まりがある ・町の散策写真におさめる ・銭湯にいく	・西念寺、菅原神社 ・ハイトピア伊賀 ・天神商店街 ・NIPPONIA Hotel ・西町や かかん ・伊賀鉄道（移動で利用） ・一乃湯	【居住】 ・若い人をはじめ住む人が増える、出た人も戻ってきたいと思える、 ・空き家を活用し家を建てるとうすぐ売れる ・景観に配慮した建物が建っている ・町中で買い物が大体完結する ・働ける場所がある ・商売が繁盛している ・若い人が集まる、若返りする 【観光】 ・観光客でにぎわっている、また行きたいと思える	【居住】 ・自分の住んでいる場所に自信がもてる ・子ども達が出て行かず地元に戻ってきてくれる ・若い人が住みたい環境になる ・高齢になって免許を返納してもまちなかで全て買い物ができる ・朝市のお客さんが戻る ・自治会活動が若いメンバーでできる 【観光】 ・祭りの継続性が保たれる ・友人と1日過ごすことができるような施設ができる 【まちづくり】 ・祭りなどの担い手の継承 ・コミュニティができてまちが活性化する ・イベントが週末に定期的に行われる ・中心市街地内や中心市街地へ行きやすくなる手段ができる、車がなくても来られるようになる。 ・空き家や空き店舗、その他の既存の観光資源等を活用する(活用しないとなくなってしまう) ・若者が自分の感性でお店を開けば活性化する ・地域ごとの特色を残す
【買い物】 ・お菓子（和菓子）を買う、お肉を買う、お土産を買う ・服を買う	・いとう、こまい（伊賀牛肉屋） ・和菓子屋（いせや、紅梅屋） ・京丸屋 ・Ninomachi street cookie		
【飲食】 ・コロッケ屋を利用 ・レストラン、カフェで食事やお茶	・ハイトピア伊賀 ・新天地商店街 ・にしざわコロッケ		
【通院】 ・病院、接骨院に行く	—	【まちなみ】 ・空き店舗（シャッターがしまっている）がない ・伊賀市らしさ、上野らしさが残っている	
【業務等】 ・会議で利用	・ハイトピア伊賀		
【歴史・文化】 ・知人に案内する	・赤井家住宅 ・三之町筋、寺町通		
【利用しない理由】 ・中心市街地にくる手段がない ・友人と1日過ごすような施設がなかなかない ・買い物が中心市街地だけでは完結しない			

表 12 得られた中心市街地の特徴と改善・方向性 (2/2)

中心市街地の改善案	理想の中心市街地像	
	理想の中心市街地像	自分のできること
【居住環境の改善】 ・ 空き家を活用しやすくする ・ 住居の分割（賃料の低減） ・ 賃料の分割 ・ 貸し手と借り手のスムーズなマッチング、時間帯でのシェア等の小さなチャレンジ ・ 合併処理浄化槽の普及 ・ まちなかを回れるシェアバイクの導入 ・ 子どもが集まれる公園や空き地 【商売繁盛】 ・ 新規出店をしやすくする ・ 空き店舗の活用をスムーズにできるようにする ・ 新規で出店する若者は独自でネットワークを作っている（活用） ・ 週末と夜も店が営業 ・ 古民家をコミュニティスペースやレンタルオフィスにする 【観光活性化】 ・ 観光資源、古い資源をうまく活用する ・ 既存の魅力的なイベントの継続により、伊賀の魅力を発信 ・ 移動手段の充実 ・ 既にある交通手段の分かりやすい案内 ・ 1日過ごすことができる施設の充実 ・ 駐車場の低廉化 ・ 有名人を呼ぶ ・ 祭りで空き家を利用して観覧席を作る 【その他】 ・ ハイトピア伊賀の使用料見直し	【居住】 ・ 歩いて生活、買い物できるまち ・ 若い人が住みたくなるまちづくり ・ 子ども達が遊べる場所がたくさんある（遊び、学び、体験できる） 【商売】 ・ 商売する人が若返りする ・ ○○屋さんの復活 【観光】 ・ 歩いて観光できるまち ・ お城側から城下町側へ観光客が回遊できる ・ 外国人も泊まれるようになる ・ お店やまちなみを楽しめる ・ 中心市街地で生活が完結する ・ まち全体で外の人を受け入れる 【その他】 ・ 空き家・空き店舗がなくなり活用されている ・ 10年、20年先の伊賀を考えて、子ども達の未来を考えたまちづくり	【日常生活】 ・ 極力まちなかで買い物をする ・ 空き家になる前に、家をどうしていくかということについてのセミナーの開催、ワークショップへの参加 【商売】 ・ スーパーでは買えないものを売ることによってブランド力をあげる 【情報発信】 ・ SNS等のツールを活用した個人による情報発信 ・ 空き家を探している人と空き家の持ち主の情報の周囲への発信 ・ お店の内容などの自分の周りの地域の情報の周囲への発信 【その他】 ・ 外国人観光客の宿泊できるゲストハウスを作る ・ つながっている学生や後輩たちに自分の思いや持っているスキルを伝えていく

2) タウンミーティング⁸の実施

中心市街地活性化について市民の理解を促すこと、市民の意見・要望を反映した計画にすることを目的に、2024（令和6）年1月19日にタウンミーティングを実施した。

① 実施目的

第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画中間案の内容を紹介し、より多くの市民に中心市街地活性化についての理解を促すとともに、意見交換を通じて、市民の意見・要望を反映した計画とすることを目的に、タウンミーティングを実施した。

特に、伊賀市の目指す姿を共有し、今後の中心市街地活性化の取組に関心を持ってもらう機会としながら、今後の活性化に向けて重要と考えられる取組について意見を収集することを目的とした。

② タウンミーティングの概要

■開催日時・場所

【日時】令和6年1月19日（金） 19:00～21:00

【場所】ハイトピア伊賀 4階多目的室

■実施内容

内容	○講演 「まちの活性化のためのポイント」 講演者：近畿大学 総合社会学部 久隆浩 教授 ○「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画中間案」の紹介 ・中心市街地の現状と課題 ・目指すべき姿・基本方針 ・主な事業 ○意見交換 第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画中間案の内容について、質疑・意見交換した。
----	--

⁸ タウンミーティング：行政機関が実施する、主に地域住民の生活に関わる事項を話題とする対話型の集会のこと。

9. 4. から 8. までの掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

③ 実施状況



3) パブリックコメント⁹の実施

「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画」について、広く市民の意見を聞くために、2024（令和6）年10月4日から11月5日まで、パブリックコメントを実施した。

⁹ パブリックコメント：行政機関がルール等を定めるときに、事前に市民の方から意見を求める制度のこと。